

大槌町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>1 職員派遣について</p> <p>東日本大震災津波発災から現在まで、復興事業の推進に当たっては、全国の自治体より多くの職員を派遣いただきながら業務を行なっておりますが、復興事業を完遂し、1日でも早い住民の生活再建を目指すため、国や他自治体への積極的な職員派遣の働きかけを頂くとともに、岩手県及び岩手県任期付職員の継続派遣について、御支援を賜りますよう要望します。</p>	<p>被災市町村への人的支援については、各種派遣スキームの活用や県外自治体への直接要請、県による職員の派遣及び任期付職員の採用・派遣などに取り組んできました。</p> <p>他自治体への働きかけについては、平成25年度から被災3県合同で県外自治体への直接要請を行い、継続した派遣を依頼しているほか、平成28年度からは県外自治体等を対象とした被災自治体視察事業を実施するなど、取組を強化してきたところです。</p> <p>職員の派遣については、今年度に引き続き、来年度も職員及び任期付職員を被災市町村に派遣することとしています。</p> <p>県としては、国等に対し人的支援の総合的な調整について取組を強化するよう要望するとともに、引き続き被災市町村とも連携し、必要な職種等の状況を確認しながら、復興に向けて必要な人材が確保できるよう取り組んでいきます。(B)</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B : 1
<p>2 土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域の対策事業促進について</p> <p>当町は、平坦な土地が少なく、河川に沿う形で北上高地が迫り、急峻な山地やがけ地が多い地形であることから、町内には大雨等により土砂災害発生の恐れがある土砂災害危険箇所が、平成30年3月2日現在493箇所存在します。平成28年の台風10号災害時は、土石流により県道が寸断され、地区の孤立が発生する事態も生じています。</p> <p>地震津波、大規模火災、土砂災害の全てに対応して指定できる避難所は、5施設に限られています。特に、津波避難が必要な沿岸部において、土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域に位置する町指定避難所については、急傾斜地崩壊対策事業等の土砂災害対策事業の促進について、特段の御理解を賜りますよう要望します。</p>	<p>土砂災害防止対策は、災害履歴がある箇所や要配慮者利用施設が立地する箇所など、緊急性、重要性の高い箇所から順次整備を進めているところです。</p> <p>ご要望のありました避難所が立地する箇所についても、土砂災害対策の保全対象として重要性が高いと考えられることから、今後、順次整備について検討していきます。(B)</p>	沿岸広域振興局	土木部	B : 1

大槌町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>3 大槌川及び小鎚川の河川堤防の嵩上げについて</p> <p>当町は、東日本大震災津波で町の中心市街地が壊滅し、震災以降、大槌川及び小鎚川の流域に住宅再建が進み人口分布が変化しています。一方で、人口が増えている河川流域に大雨等の土砂災害に適応する避難施設を確保することは地形から困難であり、土砂災害に対応した町指定避難所に早めの避難を発令している状況です。</p> <p>速やかな避難行動には、地域住民の危険に係る理解と協力が欠かせませんが県の洪水浸水想定区域5ヶ年計画では、大槌川及び小鎚川の指定は2021年とされており、近年の大雨時においては、河川の水位が急激に上昇していることから、策定前に河川氾濫が生じない保証はなく、町民の生活と財産の危険性は増していると考えられます。</p> <p>避難情報の発令に係ることから、河川堤防が他より低い等弱点となりうる場所については町への情報提供を賜り、増水時に住宅地等に越流の恐れがある箇所については、河川堤防の嵩上げ等の対策を講じていただけますよう要望します。</p>	<p>大槌川及び小鎚川において、昨年度、河川の流下能力の算定を行っており、避難情報の発令の参考となるよう、今後とも河川の情報を提供していきます。</p> <p>また、県では、平成29年6月から避難判断水位を超過する恐れがある場合などに、市町村長等へ直接電話連絡するホットラインの運用を開始するとともに、平成30年3月から河川監視用カメラの画像配信を開始するなど、避難に関する情報の提供をしております。</p> <p>次に、河川の整備では、平成28年の台風第10号で浸水被害のあった大槌川源水地区において、堤防の整備などを進めているところです。</p> <p>また、河川の流下能力の低い箇所については、緊急を要する箇所から計画的に、河道掘削や立木伐採を行うなど取り組んでおり、引き続き適切な管理に努めていきます。(A)</p>	沿岸広域振興局	土木部	A : 1
<p>4 浪板海岸の砂浜再生について</p> <p>浪板海岸は、陸中海岸屈指の海水浴場で観光の名所であり、夏には町外からの多くの観光客で賑わい、地域への大きな経済効果をもたらしました。</p> <p>浪板海岸の砂浜再生は、町の産業振興にとどまらず、多くの住民にとって大槌の原風景を取り戻すものであり、復興への意識を維持・高揚させるといふ点で不可欠なものであることから、東日本大震災で消滅した浪板海岸の砂浜再生に向け、特段の御配慮を賜りますよう要望します。</p>	<p>浪板海岸は、震災前には海水浴など年間10万人程度の入込客があり、三陸地域の重要な観光資源であると認識しております。</p> <p>このため、県では復興交付金効果促進事業を活用し、砂浜再生に係る調査を進め、平成30年3月に開催した「浪板海岸砂浜再生技術検討委員会(構成員：学識経験者)」において、「技術的に砂浜再生は可能」との見解が示されました。その後、平成30年6月から8月まで「養浜する砂の長期安定性検討調査」を実施し、砂浜が長期的に安定することを確認したことから、10月26日に砂浜再生の設計に着手しております。</p> <p>平成31年1月11日、砂浜再生工事に係る復興交付金事業計画を復興庁へ提出しており、2020年度の工事完成を目指します。</p> <p>今後とも、貴町と連携しながら、取り組んでいきます。(A)</p>	沿岸広域振興局	水産部	A : 1

大槌町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>5 被災した住宅再建に向けた県補助金の上乗せについて</p> <p>県では、被災者に対する住宅再建支援策として、複数世帯100万、単身世帯75万円の補助金交付を行っておりますが、復興事業に加えて景気回復に伴う建設需要の増加等により建築費及び労務費が高騰しており、被災者、特に住宅再建希望者の生活再建計画に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。</p> <p>そのことから、資材費・労務費の上昇分を補てんすること等を目的とした補助金の増額など、被災者が公平かつ安心して住宅再建に臨むことができるよう、更なる支援をお願いします。</p>	<p>県では、これまでも、国に対し現在、300万円が上限である被災者生活再建支援制度の拡充について工事単価の上昇に対応して拡充するよう繰返し要望していますが、国では更なる措置については、慎重な姿勢を取っています。</p> <p>このため、県では、復興基金を財源に、市町村と共同で、最大100万円を補助する「被災者住宅再建支援事業」を実施しているほか、バリアフリー対応、県産材の活用を行う場合及び利子補給等に補助する「生活再建住宅支援事業」を実施しているところであります。</p> <p>復興基金の状況等、厳しい財政状況を勘案すると、県独自での更なる支援の拡充は極めて難しいものと認識しており、県としては、被災者の住宅再建が十分に図られるよう、現在の工事単価の上昇に対応した被災者生活再建支援金の増額について、引き続き国に強く要望していきます。</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B : 1
<p>6 被災者生活再建支援金(加算支援金)の申請期限の延長について</p> <p>復興事業の遅れにより、加算支援金(平成31年4月10日)の申請期限に住宅の再建計画が間に合わない世帯が出る可能性があることから、被災者生活再建支援金(加算支援金)の申請期限の延長への協力をお願いします。</p>	<p>被災者生活再建支援金の申請期間については、住宅再建の進捗状況等を踏まえ、やむを得ない事情があると認められる場合には、国の通知により1年を超えない範囲で繰返し再延長できることとされており、被災者生活再建支援金(加算支援金)の申請期間については、本支援金の事務を行う公益財団法人都道府県センターと協議し、平成31年1月に、その再延長が必要な市町村について、平成32年(2020年)4月10日までの延長が決定されました。更なる延長については、住宅再建の進捗状況等を勘案し、市町村の意向も伺いながら、同センターと協議していきます。</p> <p>(B)</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B : 1

大槌町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>7 介護事業を支える人材確保対策について</p> <p>介護事業を支える人材の確保については、介護従事者の住宅の確保や赴任旅費等に対する支援を頂いておりますが、抜本的な解決を図るためには、国の責任において、介護従事者の処遇改善のための適切な制度設計がなされるとともに、県においても更なる支援を行う必要があると考えております。</p> <p>「介護離職ゼロ」を達成するため、介護サービス基盤を整備するとともに、介護従事者の養成や処遇改善など、引き続き人材確保のための支援策を講ずるよう要望します。</p>	<p>介護サービス基盤の整備について、県では、「介護施設等整備事業費補助」などの補助事業により、市町村が第7期介護保険事業計画に基づいて行う各種介護サービス基盤の整備が着実に進むよう支援しています。(A)</p> <p>人材確保対策について、国では、平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」に基づき、「介護離職ゼロ」の実現に向け、介護の受け皿整備に加え、介護の仕事の魅力を向上し、介護人材の処遇改善、多様な人材の確保・育成、生産性の向上を通じた労働負担の軽減を柱として、25万人の介護人材の確保に総合的に取り組んでいるところです。</p> <p>県では、「参入の促進」、「労働環境・処遇の改善」及び「専門性の向上」の観点から総合的に取り組んでいるところですが、今年度は、これまでの取組に加え、介護未経験者に対する入門的研修や介護ロボットの導入支援などの新たな事業も実施しているところであり、今後も引き続き介護人材の確保に取り組んでいきます。(A)</p> <p>なお、県では、政府予算提言・要望活動において、介護人材確保対策を一層拡充するよう継続して要望しているところであり、今後も必要な要望を行っていくほか、全国知事会においても、「高齢者認知症対策・介護人材確保プロジェクトチーム」を立ち上げており、今年度も国に対して、介護人材確保対策の抜本強化に向けた提言を取りまとめ、要請を行っています。</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部</p>	<p>A：2</p>

大槌町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>8 周産期医療体制の充実について</p> <p>当町では、人口減少に対応し、町の活力を生み出していくため、地方創生総合戦略に基づき「安心して結婚・出産・子育てができるまち」の実現に向けた取組を進めているところです。</p> <p>このうち「出産」については、特定不妊治療費の助成などの支援を行っているところですが、大槌・釜石圏域においては、周産期医療体制の不足により、他地域での出産を余儀なくされるなど、住み慣れた地域の中で安心して出産をすることが困難な状況となっております。</p> <p>つきましては、県立釜石病院への地域周産期母子医療センターの設置など、大槌・釜石圏域における周産期医療体制を充実していただきますようお願いいたします。</p>	<p>県では、周産期医療を取り巻く厳しい環境に対応するため、県内に4つの周産期医療圏を設定し、分娩に対応する医療機関や市町村の間で、妊産婦等の情報を共有する周産期医療情報ネットワーク「いーはとーぶ」による連携強化に努めており、釜石地域については気仙・釜石圏域の中で、地域周産期母子医療センターである県立大船渡病院と周産期母子医療センター協力病院である県立釜石病院等の医療機関が機能分担と連携の下、分娩リスクに応じた医療提供体制の確保を図っているところです。</p> <p>周産期母子医療センターについては、全国的に産科医が不足する中、関係学会からは医師の厳しい勤務条件を改善し、安全な分娩環境を確保するため、地域周産期母子医療センターの大規模化・重点化による産婦人科常勤医10名以上の配置などの提言がなされているところであり、現状では新たなセンターの設置は困難と考えています。(C)</p> <p>一方、県では本年3月に策定した第7次保健医療計画において、周産期医療を担う医療従事者の確保及び救急搬送体制の強化等を掲げ、今年度は、総合周産期母子医療センターのスタッフ増員による救急搬送コーディネート体制の強化や救急救命士等を対象とした新生児蘇生法及び母体救命研修の実施等の取組を進めており、これらを総合的に推進しながら、周産期母子医療体制の充実・強化に努めていきます。(B)</p>	沿岸広域振興局	保健福祉環境部	B : 1 C : 1
<p>9 仮施設有効活用等支援事業について</p> <p>仮設店舗の撤去に係る助成金（仮施設有効活用等支援事業）制度について、国の復興期間が終了する平成32年度まで延長いただくよう、事業を所管する国に働きかけをお願いします。</p>	<p>「仮施設有効活用等助成事業」については、国に対し要望等を行った結果、平成26年度に創設され、平成28年2月には助成対象期間が完成後5年以内から、当面、平成30年度末までに延長されています。</p> <p>土地地区画整理事業の進捗状況により、本設移行が2019年度以降となる地域が見込まれることから、助成期間の更なる延長等について、平成30年6月の「2019年度政府予算等に係る提言・要望」において要望し、平成32年度末まで延長されたところです。</p> <p>(A)</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	A : 1

大槌町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>10 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金について 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金について、平成33年度以降においても、町外からの企業誘致等に係る事業ニーズが見込まれる状況となっていることから、本補助金を所管する国に対して事業の継続または後継する事業の予算措置に向けて働きかけを行っていただきますようお願いします。</p>	<p>津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金は、沿岸被災地の産業復興に大きな効果が期待される制度と認識しており、これまでも国に対して事業期間の延長と必要な予算の確保について要望してきたところであり、その結果、平成28年度の六次公募以降の採択事業については、交付申請期限が平成30年度末まで、事業完了期限が平成32年度末まで延長されたところです。 また、被災の状況によっては、復興にお時間を要することも想定されることから、「2019年度政府予算等に係る提言・要望」において、被災地の実情を踏まえた期限の延長及び十分な予算の確保について国に要望したところであり、その結果、復興庁の平成31年度予算において、交付申請期限の1年延長が盛り込まれたところです。(A)</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	A : 1
<p>11 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業金（中小企業等グループ補助金）について 本事業において資材高騰等による事業規模の縮小等が発生していることから、事業採択後の事業変更に伴う補助金変更に柔軟に対応いただくとともに、今後事業再開を目指す事業者においても、本制度を確実に活用でき、既に再建した被災事業者との不公平が生じないよう、平成31年度以降においても確実な予算の確保に努めていただくよう改めてお願いします。</p>	<p>被災企業への支援は、地域の実情に合わせてきめ細かに対応する必要があると考えており、資材等価格高騰による補助金の増額変更については、平成26年度より対応しているところです。 また、国に対して中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の継続を要望するとともに、既に交付決定した事業者の事業継続に支障をきたさないよう、複数年度にわたる事業実施に必要な予算措置を講じることを国に要望し、平成31年度政府予算案に、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業75.8億円（繰越額を含む総額220.8億円）を計上しています。(A)</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	A : 1
<p>12 中小企業被災資産復旧事業費補助金について 県が創設した本補助金は、被災事業者の事業再開に向けた支援策として大きな効果を挙げております。 土地の引渡しが始まっているものの、全ての事業者の本設完了等にまだ数年の時間を要するため、今後事業再開を目指す事業者においても、本制度を確実に活用でき、既に再建した被災事業者との間に不公平が生じないよう、平成31年度以降においても確実な予算の確保に努めていただきますよう改めてお願いします。</p>	<p>被災企業への支援策については、地域の実情に合わせてきめ細かに対応する必要があると考えており、復旧事業費補助金についても、復旧需要が見込まれる当面の間は、事業の継続を検討したいと考えており、県では、平成31年度当初予算案として127,200千円を計上しています。(A)</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	A : 1

大槌町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>13 主要地方道大槌小国線土坂トンネルの早期着工について</p> <p>主要地方道大槌小国線（大槌町～宮古市小国、約35km）は、町民が県都盛岡市へ向かうための主要道となっておりますが、このうち町と宮古市との境に位置する土坂峠は、幅員が狭く急峻なうね急カーブが多い交通の難所となっており、特に冬期間の安全かつ快適な通行に支障を来しております。</p> <p>当該路線は、県の緊急輸送道路にも指定されており、さらに復興関連道路としても位置付けられています。東日本大震災津波発災時は、国道45号が啓開されるまでの約1週間、町民に物資・情報等を運ぶ生命線となったほか、後方支援基地の遠野市との連絡道路として大きな役割を果たしました。一方、狭隘な峠越えに加え、降雪や凍結という悪条件が重なり、危険と隣り合わせの災害救助活動を余儀なくされました。また、平成28年8月末の台風10号では道路への土砂流出により金沢地区で孤立世帯が生じました。このことから当町だけでなく道路ネットワークの重要性が再認識されたと考えます。</p> <p>現在、県の復興支援道路と位置付けられている隣接する国道340号の立丸峠工区において、立丸第2トンネルはすでに供用開始され、残る立丸第1トンネルも平成30年度の開通を目指し工事が進んでおります。このため、立丸峠のトンネル化に加え、これに隣接する土坂峠のトンネル化は、命の道としてより大きな効果が期待される場所です。</p> <p>つきましては、県でも現道の拡幅工事や法面対策工事の対応をいただいておりますが、町民の悲願として長年にわたり要望を続けており、また、復興に向け交流人口の拡大を図るうえでも必要不可欠である土坂トンネルの早期着工について改めて要望します。</p>	<p>主要地方道大槌小国線は、東日本大震災津波において、避難道路や内陸からの緊急物資の輸送道路として有効に機能したことから、県では「復興関連道路」として位置付け、交通あい路の解消や防災対策等を推進することとしています。</p> <p>御要望の土坂トンネルを含む区間については、早期に整備効果が発現できる現道拡幅区間約1,100mの整備を進めており、そのうち600m区間については、平成18年度に完了し、残りの500mについては平成31年2月6日に供用を開始したところです。</p> <p>トンネルを含む残りの区間の整備については、急峻な地形であり大規模な事業が想定されることから、より慎重な検討が必要であると考えており、事業の必要性や重要性、緊急性等を考慮するとともに、今後の交通量の推移や公共事業予算の動向、更には整備が進む復興道路等や国道340号の整備を踏まえた道路ネットワークの状況等も考慮しながら、総合的に判断していきます。</p> <p>なお、本路線は、岩手県地域防災計画で緊急輸送道路に位置付けられており、災害時における安全性の高い通行の確保を図るため、平成19年度から土坂峠地区で法面対策事業を実施しています。（C）</p>	沿岸広域振興局	土木部	C：1
<p>14 防潮堤等海岸保全施設の早期完成について</p> <p>東日本大震災津波に対する海岸保全施設の整備事業の遅延により、町で実施している復興事業の完成が危ぶまれることから、早期の完成を要望します。</p>	<p>大槌町における防潮堤等海岸保全施設については、小鍬川水門が平成30年度秋に完成するなど、段階的に安全の確保を進めながら、平成31年度末までに津波防護機能を発現させることとしております。</p> <p>なお、防潮堤等海岸保全施設の整備においては、貴町の復興事業に影響する箇所も含め、引き続き貴町と十分に工程等の調整を図りながら進捗管理に努めて参ります。（B）</p>	沿岸広域振興局	土木部、水産部	B：1
<p>15 主要地方道大槌小国線の通学路区間等の安全対策について</p> <p>児童生徒の安心・安全な通学を確保するため、通学路の区間にガードレールと道路照明の設置及び、歩道を含む定期的な道路の安全対策を実施していただきますよう要望します。</p>	<p>通学路の区間へのガードレールと道路照明の設置などの通学路区間の道路の安全対策については、交通量の状況や沿道状況、貴町教育委員会主催の合同点検の結果、地域住民の要望などを踏まえながら、必要な対策を行ってまいります。（B）</p>	沿岸広域振興局	土木部	B：1